

地域のスポーツ振興に向けた関係者会議 運営要領

施行 令和 7 年 4 月 21 日 7 ス推ス第 20 号

(趣旨)

第 1 地域のスポーツ振興に向けた関係者会議設置要領(以下「設置要領」という。)
第 12 条の規定に基づき、地域のスポーツ振興に向けた関係者会議(以下「関係者会議」という。)の運営等に関し、必要な事項を定める。

(関係者会議)

第 2 関係者会議は、以下の会議体をそれぞれ設置し、関連する議題を取り扱う。

- (1) 地域スポーツの振興に関することを協議するもの
- (2) 競技環境の確保に関することを協議するもの

(関係者会議の委員)

第 3 関係者会議の委員は、第 2 に規定するいずれかに属する。

(会長等の選任)

第 4 第 2 に規定する会議体には、会長及び副会長をそれぞれ置く。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 21 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日に遡及して適用する。